

岩手県告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和2年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
中村歯科	滝沢市大釜外館118番地1	令和元年12月25日
渡辺歯科医院	紫波郡紫波町日詰字下丸森120番地4	”
小原歯科医院	北上市本石町一丁目6番45号	令和元年12月28日
中村小児科耳鼻咽喉科医院	奥州市水沢袋町1番32号	令和2年1月13日